

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和5(2023)年度第1回みよし市行政改革推進委員会		
開催日時	令和5(2023)年7月3日(月)午後1時30分～午後3時00分		
開催場所	市役所6階 601、602会議室		
出席者	(会長) 村松幸廣 (職務代理者) 鰐部兼道 (委員) 窪田浩司、近藤憲司、野々山清、日置さおり、増岡和明、三宅章介、若栗浩二 ※50音順、敬称略 (みよし市)村田副市長、増岡教育長、清水経営企画部長、伊藤経営企画部参事、深谷総務部長、深津福祉部長、加藤こども未来部長、成田市民経済部長、久野都市建設部長、富田教育部長、新美教育部参事、城議会事務局長、岡田監査委員事務局長、海堀病院事務局長 (事務局)山田経営企画部次長兼企画政策課長、木戸副主幹、加藤副主幹、岡田主事		
次回開催予定日	令和5(2023)年9月8日(金)		
問合せ先	経営企画部企画政策課 担当 木戸、岡田 電話番号 0561-32-8005 ファックス番号 0561-76-5021 メールアドレス <a href="mailto:kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp">kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp</a>		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
次第	1 あいさつ 2 協議事項 (1) 第7次みよし市行政改革アクションプランの取組実績(令和4(2022)年度実績)の報告について (2) 受益者負担の見直し(中間報告)について 3 報告事項 令和4(2022)年度事務改善報告について		
典 礼 山田課長	御起立ください。一同礼。定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回行政改革推進委員会を開催します。 本日の会議は「みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱」に基づきまして、公開とさせていただきます。本日傍聴者が1名となりますので、よろしくお願ひします。また、大野委員からは事前に欠席の連絡をいただいておりますので、御報告させていただきます。 会議に先立ちまして、本年度から、各推薦団体内での委員の改選等により委員の変更がありましたので、お名前のみ御紹介をさせていただきます。 教育委員会代表 近藤憲司(こんどう けんじ)様 子育てクラブ連絡協議会代表 日置さおり(ひおき さおり)様 区長会代表 若栗浩二(わかくり こうじ)様		

	<p>なお、時間の都合上、机上への配布により委嘱状の交付とさせていただきますので御了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>はじめに、村田副市長から御挨拶をさせていただきます。</p>
村田副市長	<p>委員の皆様こんにちは。4月1日から副市長に就任して、少し慣れてきたところでもあります。よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。日頃は、本市の行政運営に対し、それぞれのお立場で格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>本日の会議においては、第7次みよし市行政改革アクションプランの昨年度実績、行政改革の取組として4年ごとに行っている受益者負担の見直しの中間報告について御協議いただき、昨年度に実施した事務改善制度について御報告をさせていただきます。</p> <p>第7次アクションプランの取組結果については、昨年度の取組状況について確認・検証を行い、未達成の項目については、要因や改善策等を正確に把握し、より良い行政運営に繋げていきたいと考えています。</p> <p>受益者負担の見直しについては、利用者に負担を求めるからには、市民の理解と納得を得られるよう明確で適正な基準により受益者負担額を算定することが必要となります。委員の皆様の御意見をいただきますようお願いいたします。</p> <p>事務改善については、昨年度実績を報告いたします。</p> <p>新型コロナウイルスは5類への移行となり、この3年間行政需要に様々な変化がありましたが、効率的な市政の実現を推進するために行政改革が重要であるという視点は変わっていません。</p> <p>本市の行政改革推進のため、委員の皆さんから積極的な意見をいただきますようお願い申し上げます。冒頭のあいさつとさせていただきます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
典 礼 山田課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、村松会長から御挨拶をいただきたいと思っております。</p>
村松会長	<p>皆さん、本日非常に暑い中、御参集いただきましてありがとうございます。また、お忙しいなか集まっておいただきありがとうございます。</p> <p>経済状況が一進一退というような状況であります。日本の日経平均株価は、本日著しく上がりましたが、必ずしも、経済状況が良いということではありません。日本銀行の短観では、少し良くなってきているというような印象がありますが、アメリカのインフレ状況も影響してきます。円安になってはいますが、なかなか企業の業績も伸びていかない状況であります。</p> <p>こうした中で、本市の行政においては、皆さまが事務をしっかりといただいておりますので、私としては、引き締めていかなければならない状況ではないと思っておりますが、電気代等々の値上げもあります。そういった状況も踏まえて検討をしていただき、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただければと思っています。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
典 礼 山田課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様をお願い申し上げます。御意見、御発言の時は、目の前のマイクのスイッチを押していただき、御発言をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>設置条例第6条に基づき、委員会の議事は会長をお願いすることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
村松会長	<p>それでは、会議次第に沿って議事を進めたいと思っております。スムーズな議事進行につきまして、委員の皆様の御協力をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第7次みよし市行政改革アクションプランの取組状況（令和4年度実績）の報告について」事務局から説明してください。</p>

事務局

企画政策課の木戸と申します。私の方から説明をさせていただきますのでよろしくお願いたします。では、着座にて失礼いたします。

それでは、次第の協議事項(1)「第7次アクションプランの取組状況の報告」について説明させていただきます。

まず初めに資料の修正がございます。本日机上に置かせていただいておりますが、報告書の5ページからの目次の表記にずれがございました。また24ページについても、長寿命化施設改修数の計画値を修正させていただきます。

それでは説明に入らせていただきます。資料1の3ページを御覧ください。「アクションプランの概要と位置づけ」です。

「第7次みよし市行政改革アクションプラン」とは、令和3年度から7年度までを計画期間とする「第7次みよし市行政改革大綱」に示す基本方針と4つの重点項目を推進するため、取組内容の目標をできる限り具体的に数値化することを目的に43の項目を定めた計画です。

「2 4つの重点項目に対する取組内容」については、4つの重点項目ごとに、昨年度実施した主な取組を抜粋して記載しています。

資料5ページを御覧ください。アクションプランの体系表です。

重点項目1は「効率的で満足度の高い行政運営をするまちをつくろう」は、「デジタル化の推進」を中心とした取組の9項目、重点項目2「次代へつなぐ財政運営をするまちをつくろう」は、「財源確保に関する事業」を中心とした取組の14項目、続いて6ページ重点項目3「多様な主体との連携を推進するまちをつくろう」は、多様な担い手と連携し課題解決に向けた取組の11項目、重点項目4「将来に向けた組織力の強いまちをつくろう」は、主に行政組織や人材育成関係の9項目の取組みで、それぞれ構成されています。

7ページからは「取組項目個別シート」です。今回は令和4年度実績の振り返りとなるので、上から3段目の「取組目標」の令和4年度実績数値、「方法・手段」の実績欄の矢印、最下段の令和4年度取組実績を新たに記載させていただく形となります。

ここからは、実績値が計画値を大幅に下回った項目及びアクションプラン策定後の社会状況の変化や実績の状況により、計画値や目標そのものの変更が必要となり修正した部分を中心に説明させていただきます。

資料12ページ「取組番号6 マイナンバーカードの普及と利活用の促進」です。取組目標の「市内病院での機器導入数」については、関係省令の改正により、医療機関への機器の導入が努力義務化されたことから設置実績が伸びており、それに合わせて令和5年度以降の計画値を上方修正しています。

15ページ「電子図書館サービスの導入」です。取組目標「電子書籍冊数」については、購入した単価が予定より高額であったことから計画数が未達成となりました。

17ページ「税外収入の確保」です。「保育料収納率」「後期高齢者医療保険料収納率」については、感染症や物価高騰の家計への影響、高額滞納者の増加等に伴い実績が計画値よりも低くなっています。

18ページ「広告収入の確保」、19ページ「ふるさと納税の拡充」については、それぞれ実績値が当初の計画値を大幅に上回っていることから、本年度以降の計画値を上方修正しています。

	<p>23ページ「再生可能エネルギー導入」の取組目標「導入施設数」は、新たな導入施設数を加え上方修正しています。</p> <p>24ページの差替資料「公共施設等の総合的かつ計画的な管理」の取組目標「計画に基づく長寿命化施設改修数」については、これまで、「公共施設等総合管理計画」に応じた計画値で設定しておりましたが、管理計画そのものを見直すこととなったことから、本年度以降の計画値を修正するとともに、「取組目標」と「方法・手段」についても朱書きのとおり修正を加えています。</p> <p>27ページ「病院経営強化プランの推進」については、現行計画を改定したことから、タイトルを修正し、取組目標の数値を新たな計画値に合わせて修正しています。</p> <p>30ページ以降の重点項目3は「多様な主体との連携を進める取組」であることから、令和4年度もコロナの影響が若干残っており、事業の一部制限や、いったん活動を控えたことに伴う回復のにぶりなどにより実績値が計画値を下回った項目が多くありました。</p> <p>35ページ「生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援の推進」の取組目標「子どもの学習・生活支援事業の登録者」、36ページ「障がい者サポートセンター事業の実施」の取組目標「新規相談者」「活動支援の登録者」については、アクションプラン策定期間に事業が開始され見込が立ちにくい状況での策定数値であったこと、また、取組目標としてよりふさわしい項目に変更したいという観点から、今回こちらの資料のとおり修正させていただきたいと考えています。</p> <p>37ページ「公共施設の包括管理の検討」については、公共施設の見直し方針が変更になったことから、取組目標及び取組計画を修正しています。</p> <p>45ページ「適正な人事配置」の取組目標「第5期職員定員管理計画」については、令和3年度の実績値の計算方法が誤っていたことに伴い、さかのぼって実績修正をさせていただいています。また、令和4年実績については、専門職や障がい者などの採用が計画通りできなかったことから低くとどまっています。</p> <p>なお、今回は計画そのものを変更した項目が多くございましたので、本日決定いただく内容に基づき新たに本年度改訂版を作成し、公表する予定です。</p> <p>以上で協議事項(1)第7次行政改革アクションプランの取組結果についての説明を終わります。</p>
村松会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から説明のあった「第7次みよし市行政改革アクションプランの取組状況（令和4年度実績）の報告」について何か意見はありますか。</p>
三宅委員	<p>12ページのマイナンバーカードについて、いろいろニュースが出ていますが、マイナンバーカードを推進していくと保険証が不要となり、非常に行政効率が良くなると思います。令和3年3月末の交付率は30.6%ということですが、全体的にみると、進んでいるのか、停滞しているのかどちらでしょうか。</p> <p>私はやはりいろいろ問題があっても、推進をしていくと行政効率が非常に良いと思います。取り組み状況はどうなるのかいうことを少しお聞きしたいです。</p>
成田市民経済部長	<p>市民経済部長の成田と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>マイナンバーカードの交付状況については、みよし市では現在85%を超えている状況であります。順調に交付はできています。</p>

<p>鰐部職務代理者</p>	<p>この話に関連することですが、私はマイナンバーカードの書き換えをもう2年ぐらい前にしております。ということは、マイナンバーカードを取得してから5年から7年くらいになりますが、1回も使ったことがありません。</p> <p>今大騒ぎになっているマイナンバーカードを保険証にするなどのいろいろなことは、今頃になって行っています。マイナンバーカードを持っていますが、本当にマイナンバーカードはいるのでしょうか。</p> <p>それともう一つ、行政が事務を実施していると思いますが、まちがいのないようをお願いしたいです。一つでも間違えると大騒ぎになってしまい、すでに返納している人が出ているという状況になっています。</p> <p>マイナンバーカードの取得はプレミアムポイント等もつけたりせずに、行政命令で実施しなければ、50年たっても収拾がつかない事態となると思いますので、行政が強い意志で実施する必要があります。</p>
<p>村松会長</p>	<p>デジタル化に関しては、日本は遅れています。ヨーロッパやアメリカは進んでおり、エアチケットはナンバーで購入できるようになっています。</p> <p>中国やアメリカでもバグはありましたので、バグは必ず起きてしまうものです。その都度バグを直していく必要があります。</p> <p>日本はデジタル化が遅れているので、デジタル化を進めていく意識が必要となります。</p>
<p>若栗委員</p>	<p>行政区の若栗と申します。今年度からでしたので、正直、この場でどのような視点でどのように議論していくのが全くわからない中ではありますが、今説明していただいた差替資料24ページについて、若干私見が混じっているかもしれませんが、区長会の中で、公共施設に対する長寿命化の観点で、昨年度末に急遽、これまでの計画を3年間凍結をすると説明をしていただきました。その流れの中で今後どうするかを探っていただくのはもちろん結構なことだと思いますが、政策の進め方を含めて、疑問の声が大変大きく出ている状況であります。</p> <p>そのような状況で、今回のこの項目で評価に丸がついていますが、その根拠、どのような目線で見ているから丸としたのか、是非論も含めて今回のプランの変更が、本当に市として正しい方向であると言い切れるのか、その辺りの視点も含めてお聞かせいただければありがたいです。</p>
<p>清水経営企画部長</p>	<p>経営企画部長の清水です。区長の皆様方にも、昨年2月に地区施設などの長寿命化に係る修繕を3年間凍結するという御報告を、本当に急に御説明させていただきました。皆さんの理解がなかなか得られにくいところがあったということは十分反省をしています。</p> <p>現在アクションプランに記載したとおり進めさせていただいているところですが、評価につきましては、令和4年度に実施すべきことを実施しているということで丸としています。</p> <p>今後の進め方につきましては、令和5年度から令和7年度まで公共施設、地区施設の計画を止めている部分がある中で、皆様方のお話を聞きながら、この3年間でしっかりと新しい計画を作っていきたいと考えていますので、皆様方の御理解をよろしくお願ひしたいと思っています。</p>
<p>村松会長</p>	<p>現状では、丸という評価であり、目標到達ということとなります。</p> <p>内容につきましては、地元の方の意見を聞いてそれに対応するという地道な努力も必要になってくると思います。</p>
<p>野々山委員</p>	<p>8ページにAIチャットボットについての項目がありますが、私はあまり使ったことがなかったので、今回ホームページで探してみました。しかし、AIチャットボットのボタンが画面上部の端にありまして見つけるのにとっても時間がかかりました。実際に質問を試みましたが、「もっとしっかり勉強します」というお答えがちょっと多かったかなと思いました。</p>

	<p>例えば、ごみの出し方等につきまして、この品目についてはどのように分別したらよいのかと聞きましたが、「もっと勉強します」という回答が多かったです。他のアプリではすぐに出てくることに関しても、「もっと勉強します」という回答でした。</p> <p>このチャットボットはある一定数の質問が出てこないと、AIが考えて、質問に対する答えを準備できないのでしょうか。例えば市役所の各担当の問答集というようなものを用意していただき、システムとして構築をすることはできないのでしょうか。その辺りを教えていただきたいです。</p>
清水経営企画部長	<p>経営企画部長の清水です。AIチャットボットをせっかく使っていたいたにも関わらず、あまり良い結果が出なくて大変申し訳ございません。</p> <p>実際にAIを使っていますので、質問項目をたくさんAIの中に入れていくことで、回答できる件数は多くなっていくのですが、答えられなかった質問についてはその都度、回答できるように更新しています。</p> <p>次回の更新の際には、新しい質問に対する回答が反映できるようにしていますので、御理解をいただければと思います。今後より良くしていきますので、よろしくをお願いします。</p>
村松会長	<p>AIは利用していくことで成長しますので、たくさん利用していただきたいと思います。もちろんQ&amp;Aもありますし、あるいは実際に連絡していただく、市民の方が直接来ていただくということもありますので、長い目で見ていただいた方がいいのではないかと思います。</p> <p>私もチャットボットをいろいろ使いますが、具体的に聞いていかないといけません。手続きの場合ですと、かなり具体性が必要になってきますので、キーワード等を工夫して質問する必要があります。市民の方にも、キーワード設定の仕方についてマニュアルみたいなものがあるといいと思います。</p>
三宅委員	<p>47ページに自己申告制度について記載がありますが、私も論文などで触れてはいるのですが、非常に難しいです。特にゼネラリスト、エキスパート、スペシャリストと記載がありますが、キャリアプランは大事ですが、市役所の場合ですと2～3年で異動となってしまう、職種が全く異なる事務を行うこととなります。</p> <p>自己申告をどこまで活かされるのかというのは難しい問題ではありますが、実際に自己申告の実現度はどのくらいでしょうか。</p>
深谷総務部長	<p>総務部長の深谷でございます。よろしくをお願いします。</p> <p>まず、自己申告につきましてはおっしゃる通り、やはり職員個々の自分の希望等を書くということになりますが、それが全て叶うわけではございません。当然人事ですので、例えばこの課に行きたい、こういった仕事がしたいといっても、本人の適性もあります。人事担当の方で、職員の過去の履歴や今の業務内容、それから態度、能力等々を総合的に勘案しながら、できるだけその希望を反映したいという気持ちは持って行っています。実際に希望を反映させている職員もいます。</p> <p>ただ、最初申し上げましたように、全員の希望を叶えるということはさすがに無理なことであります。例えば、来年度は無理でも、その次の年度に再度考慮するといった対応を現在しております。具体的な実現度につきまして、データをとっていないため、申し上げることはできません。</p> <p>もう一つがお話ありました、ゼネラリスト、エキスパート、スペシャリストにつきまして、実際、エキスパートやスペシャリストの希望をする職員というのはそれほど多くはいません。特に若い職員は、我々もそうでしたが、いろいろな仕事を経験して、将来、管理職になった時に広い視野から行政をみていくことができるようになりたいという考えの職員が多いという状況になります。</p> <p>こちら先ほどの話と同じですが、例えばエキスパートを希望しても、全ての職員が希望通りにできるというわけではございません。最終的には人事で判断をし</p>

	<p>ますが、できる限り本人の希望については、希望に沿うようにしていきたいという気持ちで行っております。</p> <p>お答えとなっているかどうか分かりませんが、以上になります。</p>
三宅委員	<p>職員の皆さんはそれぞれ自分自身のキャリアプランを持っていて、自分の希望を持っていると思います。そうすると、毎年希望をしても、今年も希望が通らなかったということがあると思います。こういった理由で希望が通らなかったが、来年度は希望を通すようにするといった通知は行っていますか。</p>
深谷総務部長	<p>具体的に希望が叶えられなかったのはこういう理由ですという通知や面談は行っていません。</p> <p>人事異動の内示の時点で、結果は当然分かりますが、希望が叶わなかった理由は本人に伝えてもいいのか悪いのかということもあり、なかなか難しい部分もあります。</p> <p>希望通りになった職員は良いと思いますが、希望が叶わなかった職員に対する伝え方は、今後どのように行っていくのが良いのかということは、検討していかなければいけないと思います。</p>
三宅委員	<p>希望をもって仕事をすることで、職員のモチベーションも高くなると思いますので、よろしくをお願いします。</p>
近藤委員	<p>先ほどの質問と少し関連すると思いますが、47ページの取組番号41について、取組目標に意欲を持って仕事に取り組む職員の割合ということで、実績が令和3年67.2%、令和4年71.0%と数値化されています。こちらは実際に、職員が何かシートにチェックを入れて集計したのか、上司の方が個別評価するのか、その辺りを教えてください。</p>
深谷総務部長	<p>総務部長の深谷です。こちらについては、先ほど三宅委員からも御質問ありましたように、職員から毎年自己申告を提出してもらっています。</p> <p>自己申告の中で項目がありますので、意欲を持って仕事に取り組んだという項目にチェックが入った職員の数として、実績を出しています。そのため、本人の気持ちといえますか、本人が意欲を持って取り組んだと回答した率ということになります。</p>
近藤委員	<p>いくつか質問項目があり、その中の一つにこの意欲についての項目があり、そこにチェックが入った職員の平均ということでよろしいですか。</p>
深谷総務部長	<p>その通りです。</p>
鰯部職務代理者	<p>今の質問に関連することですが、現在長期的に休んでいる職員は何人いますか。</p>
深谷総務部長	<p>すみません。現在具体的な人数を把握していませんが、休んでいる職員は数名います。期間にもよりますが、1週間、1か月で復帰する職員もいますが、年単位で休むという場合もあります。そのような職員については、当然産業医の面談等も行い、上司と定期的に話をし、どういう状態かというのを聞き取った上で、あまり無理させてもいけないですが、早く職場に復帰できるように働きかけを行っています。</p>
鰯部職務代理者	<p>そのように長期間休んでいる人についてどのように対応していくのかということで、指導するだけではなく、長期間休んだ場合は辞めてもらうという規約が基本的にはありますよね。</p>

深谷総務部長	おっしゃる通りです。以前は明確な基準がありませんでしたが、昨年度条例を改正しまして、基準を明確にしています。同じ病名で長期に休む場合については、免職できるという規程に変更させていただいています。
村松会長	なかなか難しい問題があると思いますし、上司としても部下に対応するのは、相当苦勞されているとは思いますが、そのような規程ができたというのであれば、規程に沿って、管理していくということになるかと思います。
近藤委員	先ほどの取組番号41ですが、意欲を持って仕事に取り組む職員の割合というところで、本人の個人内評価での評価を、市全体の評価とするのは、個人的に問題があるような気がします。 読んだことはありませんが、みよし市人材育成基本方針があり、一般的には上司と本人が話し合っただけで目標設定し、その中で本人が目標に対して仕事を行い、どの程度できたのかという判断するのでしょうか。他のいろいろなチェックシートを混ぜた人事評価でないと、本人が今年がんばったという自己評価だけでは、少し問題があるような気がします。
深谷総務部長	近藤委員がおっしゃることももちろんよくわかります。 もちろん私も、自己評価、自己申告だけで評価をしているのではなく、上司が面接を行い、目標がどれだけ達成できたのか目標管理を行っています。その他の普段の態度や能力の評価も上司が行っています。 しかし、この指標については、意欲を持って仕事に取り組んだという本人の自己評価しか記載していませんので、取組目標の考え方については、今後に向けて再度検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。
村松会長	評価のシートに客観性をどのように入れ込むかというのはなかなか難しい問題だと思いますが、努力いただければと思います。 人材育成は非常に大切です。これからみよし市は20年、30年と発展しなければいけないので、特に若い人たちの育成はすごく重要になってきていると思います。 一般企業でも取組を強化しつつあります。人的資本の公開・開示というのは今話題にあがっていますが、企業が前向きに人材を育成し、投資し、スキルをどのように磨いていくのかということが今問われつつありますので、みよし市も例外ではないと思います。 組織を活性化する方法はいろいろあります。例えば、タスクフォースと申しますか、問題を解決させるための組織を作り、希望者を集めて、通常の業務に多少支障がでるかもしれませんが、1週間に1回、2～3時間議論させていくということもできると思います。その議論には部長級職員も含めるということもできます。 やはり組織を活性化していくということが非常に重要ですから、風通しの良い組織づくりが必要になっていきます。個人のやる気というのはなかなか難しい問題でありますので、全体的な雰囲気、組織の雰囲気を風通し良くして変えていくことが必要になってくると思います。私見で申し訳ないですが、タスクフォース制度等も取り入れてやっていくといいと思います。 それからもう一つ、データが必要になってきます。施策を立案するときにはデータを駆使していくことになってきますので、データを収集して分析するような能力がこれから必要になってくると思います。特にコロナの感染状況を把握するデータが必要でした。そういう人材育成もぜひ行っていただきたいと思います。
若栗委員	この場にふさわしいテーマではないかもしれませんが、私は行政区の仕事を3年目になります。市民目線での市との関わりは市民課で住民票をもらうくらいでしたが、最近はマイナンバーカードによりコンビニでもらえるので、市役所と関わる機会がなかなかありませんでした。行政区の役員をし始めてから、市の各担当課とのやりとりをさせていただく中で、日々職員の方々が本当に一生懸命

	<p>していただいているのは十分承知した上で申し上げます。</p> <p>メールのやりとりが最近は当たり前となっていて利用しているのですが、個人アドレスではなく、担当課にメールを送ります。もちろん宛名には担当者の名前を入れて送りますが、受け手の担当課の職員が大勢いる中で誰かがしっかりとチェックされているのでしょうか。返信が全く返ってきません。出欠の返事や要望書をメールで返信することが多くなってきていますが、出欠の返事をしているにも関わらず、開催日が近づいてから、まだ出欠の連絡をいただいていませんという問い合わせを受けることがあります。生意気で申し訳ありませんが、民間企業でメールの返信をしないなんてことは絶対にありえません。</p> <p>民間企業で働く人を職員としてお招きし、民間目線で行政改革をしていただくと、少しいい刺激になるかなと思いました。もしかしたら実施されているかもしれません。</p>
<p>深谷総務部長</p>	<p>総務部長の深谷です。メールを出しても返信がなかったということは言語道断でありますので、そのことについては、本当に申し訳ありませんでした。私ども人事の方から今回の件につきまして、再度各課に徹底をして参りたいと思います。</p> <p>確かに所属担当課によっては、たくさんのメールが来て、そこで見落とししてしまうということがもしかしたらあったのかもしれませんが、それにしても、そのようなことあってはなりません。ただいま御意見いただきましたように、研修と言っているのかわかりませんが、防止する方法や確認の方法なども含めまして、今後のことについては、考えていきたいと思います。ありがとうございました。</p>
<p>村松会長</p>	<p>やはりメールの場合は一元管理をしっかりしないといけません。宛名が書いてある場合には、宛名のところに送っていると思いますが、一元管理をしっかりとするということが重要ではないかなと思います。返事をしたかどうかということも明確になりますので、一元管理を是非ともやっていただければと思います。</p> <p>それから各課のメールアドレスだけじゃなくて、なかなか難しいかもしれませんが、個人のメールアドレスも公表するという手だてもあると思います。メールを分岐させていくということですが、そのようなこともしていただきたいと思います。</p> <p>他に意見はありませんか。</p> <p>では、協議事項1については、原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>続いて、協議事項の2つ目に入ります。「受益者負担の見直し（中間報告）について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>協議事項(2)受益者負担の見直しについて説明します。まず資料の説明をさせていただきます。</p> <p>資料2が各課からとりまとめた受益者負担の状況、資料2-2、2-3が前回推進委員会において決定した見直し基本方針と決定事項であり、今回はこの方針等に基づき算出させていただきました。また、今回の算出を行うにあたり、より明確にする必要が生じた内容について改定を加えたものを、今回提示しております。</p> <p>また、別紙として、本日の協議事項において委員の皆様から御意見を伺いたい懸案事項を抜粋し、裏側には自由記述欄を設けた意見書です。こちらは7月21日(金)を提出期限とさせていただきます。</p> <p>これから御説明をさせていただく内容について御不明点等ございましたらこの場で御質問等をいただき、整理をしたうえで意見書を作成していただきたいと考えております。また、本意見書でいただいた内容については事務局で検討し、次回委員会において回答をさせていただく予定ですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>資料2の1ページを御覧ください。こちらは各課から提出された計算結果です。</p>

表の見方ですが、太枠内左側ゴシック文字⑫が今回の改定案料金、⑬が現行料金、⑭がこれらと比較した増減率です。⑫の改定料金の計算基礎として、⑤それぞれの施設に必要な1年あたりコスト、施設運営維持管理費と人件費の合計から⑥1年あたりの平均年間開館時間を割り返して、⑦性質別負担割合を掛け合わせ⑧計算料金を算出します。

今回の見直しは、令和2～4年度の3年間のコストから算出しています。

令和2年度はコロナの影響で施設が一時閉館となっていました。閉館時も一定のコストが生じていたこと、時間を減算することで今後利用者に負担していただくべきコストが増えることから、減算していません。この内容については別紙意見書のNo.1で委員の皆様から御意見をお伺いしたい内容として挙げております。

⑩改定率は、⑬現行料金から⑨計算料金を割り返した数値です。改定率が90～110%、乖離幅が10%未満の場合は料金を据置とし、150%以上の場合は激変緩和措置で150%を上限として⑫改定料金を算出します。

資料の内容について説明をさせていただきます。

(1)明越会館は、人件費の増に伴い20%の増額となっています。

(2)コミュニティ広場のア・イのテニスコートは、前回の委員会で市内全施設の料金統一をすることを定めており、全テニスコートの平均計算料金が80円と100円未満であることから、基本方針に沿って100円に切上げとしています。

ウ～サの多目的広場は、人件費増に伴うコスト増となっています。前回見直しでは「南部」と「南部以外」に分けて計算しましたが、今回から全ての施設を面積按分で計算しています。それぞれ計算した結果、エ北部は改定率96%であり乖離幅10%未満据置を適用し料金改定なし。ク天王とケ南部については、それぞれ改定率150%を超えたため激変緩和措置として150%を乗じた額、他は改訂率に応じた金額となっています。

(3)おかよし交流センター、こちらは令和元年度オープンのため、今回が初めての見直しです。

2ページのエとオの和室は、前回委員会で決定した「同一施設内類似施設・面積差5㎡以内」の施設であることから、平均した料金としています。

また、3ページ2段目のシのイベントスペースは、屋外であることから、行政財産目的外使用の計算方法に準じ、施設前道路の路線価と貸出事務に必要な人件費を加算した結果、料金据置となっています。

(4)老人憩いの家のアの集会室及び和室については、これまで施設数12館で計算していましたが、1室あたりの料金設定であることから全ての部屋数の23室で割り返したことにより減額となっています。

また、ウにこれまで設定されていた茶室は、現在既に施設がないことから今回見直しから削除としています。

(5)緑と花のセンターのウのふれあい農園は、計算料金が14,016円ですが、利用率の向上を図るため料金据置としています。

オのふれあい広場については、芝生の養生費と人件費の増により41%増の改定額となっています。

(6)カリヨンハウス、4ページ(7)保田ヶ池センターは乖離幅10%未満のため、全ての料金が据置となっています。

(8)学校体育施設は「性質別負担割合」を100%から50%に引き下げたことにより、計算結果が安くなっています。

(9)三好公園屋外体育施設は前回見直しにおいて、陸上競技場は「面積按分するとコストが高額となる」という理由で据置としていましたが、今回は基本方針に伴い面積按分としているため増額となっています。

資料5ページを御覧ください。(10)屋外体育施設(三好丘公園、桜公園、黒笹公園)です。今回から面積按分としたことにより、桜公園の多目的広場使用料が増額となっています。

また、黒笹公園については、人工芝維持費用の増に伴い増額となっています。

(11)ア、イの競技場アリーナは、今回から照明料込みで計算するため、電気料金の実績額を加えてコスト計算しました。その結果、改定率は107%となりました。対象施設の内容が前回と異なっていることから今回新たに金額設定するものと考え、乖離幅10%以内据置の適用をせず7%分を増額し、全面各区分7,340円としています。

ウ、エの柔剣道場は、若干のコスト減で減額幅が10%を下回ったことにより、減額となっています。

オの卓球場は、今回から空調料金込みとし、これまでの全面又は半面利用を1台あたりの使用料に変更しています。空調料金の加算により改定料金が1室あたり換算で10%増額となります。

キのトレーニングルームは、トレーニング指導委託の増に伴い増加していますが、サの個人利用については、計算方法を1人あたりに変更したことに伴い、料金据置となっています。

6ページを御覧ください。(12)カヌーセンターです。ア～ウの研修室については、雨漏りや空調機等、臨時的な修繕費の増に伴い増額となっています。

また、エの宿泊料は、計算方法を施設全体から1室あたりに正したことに伴い減額となっています。

(13)旭グラウンドは前回からのコストの変動は少なかったものの、芝生の養生等に伴う開館時間の減により計算結果が増額となっています。

(14)きたよしグラウンドは乖離幅10%未満のため全ての料金が据置となっています。

(15)図書館学習交流プラザについては、7ページのク～コ会議室のみ統一料金としたことにより料金変動していますが、他は乖離幅10%未満による据置です。

資料8ページを御覧ください。ここからは手数料となります。

(1)証明、閲覧等に関する手数料については、「近隣市町との均衡を図る」などの理由から多くの項目において料金を据置としています。

10ページ(5)エのごみ自己搬入手数料については、10kgあたり金額となっています。計算料金は1,140円ですが、現行料金が30円であったことから、激変緩和150%を掛け、10円未満を切捨て40円となっています。

11ページを御覧ください。3-1-1照明料金です。照明料金は、電気料金の100%を負担することから、昨今の料金の高騰によりコストが増加しています。

(1)コミュニティ広場電気料については、2案挙げています。

案1は前回と同様に南部コミュニティ以外のコミュニティ広場の照明料金を一律とする案です。案2は、各広場の出力容量に応じて算出した案です。

多目的広場使用料は面積按分することを前回会議で決定しましたが、電気料金については議論していませんでした。負担する必要のない方に過度の負担をさせないという理由から、事務局案としては案2を掲げております。

(2)ア野球場、イ陸上競技場、(3)黒笹公園、(4)ア旭グラウンド(全灯)については、電気料金の高騰に伴う計算料金の増、(2)ウ陸上競技場(半灯)及び(4)イ旭グラウンド(半灯)については、半灯の出力割合を計算し直したことにより、減額となっています。

また、エのテニスコートについては、計算結果が176円となっており、改定案を170円としておりますが、前回見直しにおいて、計算結果が186円でしたが他のテニスコートの使用料450円と統一するため値上げした経緯があります。

こちらについても、計算料金どおりか他のテニスコートと統一、どちらが適しているかを委員の皆様にお伺いしたいと考えています。照明料金の懸案事項については、別紙意見書No.2で合わせてお伺いしております。

12ページを御覧ください。冷暖房料金です。総合体育館アリーナ、柔剣道場ともに、電気とガス料金の高騰に伴い計算料金が増額となっています。

13ページを御覧ください。附属設備使用料です。附属設備は設備購入費を耐用年数で割り返し人件費を加算したコストで計算しています。

この耐用年数の考え方について、別紙意見書No.3に記載をさせていただきましたとおり、「耐用年数に応じた計算方法、耐用年数が終了したら減額をするという形とすると、逆に設備更新の度に増額となってしまう、利用者に混乱が生じる恐れがある」という理由から耐用年数経過後の設備についても、耐用年数で割り返した料金を徴収し続ける形を事務局案としています。こちらについても、委員の皆様から御意見をお伺いしたいと考えております。

(1)おおよし交流センターのプロジェクター(大)、ウ拡声装置については、人件費の減に伴い減額となっています。

(3)総合体育館については、これまでは、ア～ソ全ての項目において使用料を徴収していましたが、設備の用途から考えて汎用性が高い附属設備については、今後、受益者負担として別途使用料を徴収するのではなく、施設使用料と一緒に徴収したいと考えています。

案1は事務局案です。⑭理由欄に記載のとおり、今回徴収対象としたい品目を使用する対象者(対象となる種目)が限られる附属設備、職員による操作が必要な附属設備、使用時に光熱水費が必要な附属設備に限定したいと考えています。

また、前回の見直し後、「附属設備は全て施設使用料に算入してはどうか」という意見をいただいた経緯もあり、14ページに例示として施設使用料の検証を掲載しています。

案2については、仮に100万円程度の備品購入を施設使用料に算入した場合となります。こちらは金額基準を定める根拠の説明が難しいと考えております。

案3は全ての備品購入費を施設使用料に算入した場合、施設使用料そのものが著しく高騰するというデメリットがあります。こちらも、意見書No.4において、委員の皆様から御意見を徴取したいと考えております。

資料2に戻りまして、(4)図書館学習交流プラザについてです。プロジェクターについては、人件費の減に伴い減額、陶芸窯については、電気料金が著しく高額であることから、電気料を加算しコスト算出しています。こちらについては基本方針をこの内容を反映し修正したいと考えております。

15ページを御覧ください。講座受講料です。各項目において、実際の計算料金が大きく、それぞれの理由で据置する形となっています。ただし、オ、カの幼児体育教室、スタンツ教室については、委託方法等の変更による講師委託料の増、クのカローリング交流会、ケのレクリエーションスポーツフェスタの参加料金についても、コストの増に伴い増額変更としています。

	<p>16ページを御覧ください。その他の収入となります。(1)行政財産目的外使用料、(2)都市公園使用料については、路線価から算出した土地代に人件費を加算した結果、変動しています。</p> <p>(3)放課後児童クラブ利用料は、設置数の増加に伴い、事務局側の人件費が増えたこと、民間委託に切り替えたことに伴う委託料の増により、全体コストが上昇しています。</p> <p>17ページ(4)その他については、計算料金が高くなっていますが、それぞれの理由から据置としています。</p> <p>最後に別紙の意見書を御覧ください。表面はこれまで説明させていただいた懸案事項について、御意見をお伺いするための様式、裏面は自由意見をいただくための様式となっています。</p> <p>受益者負担については原則、コストから算出した金額に応じて計算をさせていただいています。</p> <p>つまり、この計算結果に反して意図的に安くする部分については、市民の皆様から集めた税金を充当する形となります。</p> <p>単に「高いから安くした方が良い」というのではなく、「見直し基本方針」2ページに記載の「負担の公平性(受益者がコスト相当分の負担をすることで、行政サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するという観点)」を踏まえた上での御意見をいただけますと幸いです。</p> <p>なお、いただきました御意見については、第2回の推進委員会で案の最終決定をする際に説明をさせていただく予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
村松会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から説明のあった「受益者負担の見直し(中間報告)について」何か意見はありますか。</p>
若栗委員	<p>資料11ページの照明料金に関わることで、電気代が高騰しているのは今更申し上げるまでもない状況なので、それに伴って料金を改定せざるをえないというのはまさにその通りであると思います。</p> <p>4年に1度の改定で、令和5年度に決定をして令和6年4月1日から適用となると、今からまだ半年以降先に設定される料金について、現在の高騰状況をどの段階またはどの期間の平均値をとって計算しているのでしょうか。その場合、今の国際情勢及びコロナ禍、円安の状況の中で電気代が高騰していますが、2年後に大幅に電気代が下がった時に、4年間は据置ということになってしまうのでしょうか。難しいとは思いますが、もう少し電気代の変動に柔軟に対応できる方法はないのでしょうか。</p> <p>質問としては、設定した根拠をお伺いしたいことと、変動に対する対策、考え方があるかどうかをお伺いしたいです。</p>
事務局	<p>根拠についてですが、令和2年から令和4年までの3年間のコストで計算しています。</p> <p>変動の対策についてですが、4年に1回見直しをしまして、過去3年を平均とすることで、なるべく変動が少なくなるようにこれまで進めてきているところでもあります。</p>
村松会長	<p>激変的な要素を入れ込みますと、上がったたり下がったりしますので、その都度改定しなければいけなくなります。おそらく市民の方も混乱されると思います。</p>
若栗委員	<p>確かにそうではあると思います。冒頭におっしゃっていただいた令和2年から4年までの3年間でということですが、まさにその間で高騰してきたという</p>

	<p>現状を踏まえて、令和6年度から4年間の価格を今設定することになります。全体的には3年間の経費から算出するというのですが、照明料金のように短期的変更要因が色濃く出ているものについて、同様の考え方で進めることが正しいのでしょうか。何か対策があってもいいと思います。</p>
清水経営企画部長	<p>経営企画部長の清水です。確かにおっしゃる通り、短期的な部分が必要だという考え方も当然あると思います。元々3年に1回受益者負担の見直しを実施していたのを、補助金の見直しと同じように4年に1回というもう少し長いスパンに変更しました。3年に1度ですと経費の計算を2年間の平均から算出しますが、4年に1度にする事で、3年間の平均から算出することとなり、経費が短期的に著しく高くなったり低くなったりしても、なるべく平準化するよという事で、見直し期間を長くしました。</p> <p>今回令和3年から令和4年にかけて、非常に電気代等は高騰していますが、先ほど事務局でお答えをさせていただいた通り、その経費を平準化するために3年間の経費を計算するという事にしました。そのため、事務局案としては資料のとおりとなっています。また、昨年度の会議で基本方針について決定していただき、3年間の平均値から料金を算出となっています。</p> <p>今後短期的な部分を配慮するかどうかということになりますと、その後のことも考えていかねばなりません。電気料金等の金額は乱高下がありますので、どのように判断していくのかということ、委員の皆様方を交えて方針を決めさせていただき、判断をしていかなければなりません。せっかく外部の皆様方にこのように御意見をいただいている、より良くしようという思いは、一致していると思いますので、こうした方がいいのではないかと御意見があれば、その意見を反映するという事はできます。以上です。</p>
村松会長	<p>電気料金の値上げについて、どこまで勘案していくのかということについては、できるだけ市民が過度な負担にならないよという事で事務局に算出基準を出していただいていますので、御了解いただきたいと思います。</p> <p>激変要素を勘案するのは難しいと思います。ロシアの戦争状態も私の予想ではまだまだ続いていくと思いますし、エネルギー問題も解決していかないので、電気料金がすぐに下がるという予測もできませんので、長いスパンで事務局には考えていただいています。</p> <p>先ほど事務局の方もおっしゃっていましたが、計算料金より安くする場合は税金を充当する形となりますので、その点を御理解いただきたいと思います。</p> <p>今回は中間報告となります。事務局から説明がありました通り、本日の協議内容を参考にそれぞれの御意見を、お寄せいただくということになります。意見書を提出していただくということで、締切日は7月21日です。申し訳ないですが、よろしくお願ひします。</p>
山田課長	<p>会長からお話もありましたが、事務局からも説明をさせていただきます。</p> <p>受益者負担に関する懸案事項に係る意見書ということで、7月21日までに提出をお願いさせていただいています。皆様方のお手元に、このような封筒と送付先メールアドレスという用紙を挟んだものがあります。手書きで用紙に書いていただいた場合はこちらの返信用封筒に入れて返答をお願いします。データで提出したいという場合は、小さい用紙に皆様方のメールアドレスを記入していただければ、そちらのメールアドレスに事務局から様式を送らせていただきますので、どちらかの方法で提出をお願いいたします。メールアドレスについては、会議終了後に提出していただきますようお願ひします。</p>

村松会長	<p>続いて、報告事項に入ります。「令和4年度 事務改善報告について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、資料3「令和4年度事務改善報告」を御覧ください。  行政事務を効率化するため、住民サービスの向上、経費削減、執務環境の整備、業務能率の向上等の観点から、職員の身近な業務の改善を毎年度実施しており、この資料は令和4年度の実績報告となります。</p> <p>1「報告件数」ですが、令和4年度の報告実績は238件であり、令和3年度の260件と比較をすると22件、8.5%の減となりました。</p> <p>2「改善分類」については、業務能率の向上に関する提案が最も多くありました。</p> <p>3「事務改善の報告例」については、昨年度提出された事務改善提案の内容の一例を記載しておりますので内容の御確認をお願いします。</p> <p>説明は以上です。</p>
村松会長	<p>ありがとうございました。  ただいま事務局から説明のあった「令和4年度 事務改善報告について」何か意見はありますか。</p>
三宅委員	<p>事務改善は非常に良いことです。民間企業でもどこでも改善を行っており、良い改善については報償などありますが、市役所はどうでしょうか。市長から金一封等ありますでしょうか。</p>
山田課長	<p>現在報償費は出していません。良い改善例につきましては、職員全員が共有できるようにしています。それを参考に自分の事務の改善につなげてもらうようにしています。</p>
三宅委員	<p>お金を出すのが難しいのであれば、表彰だけでも行うのはどうでしょうか。職員のやる気にもつながると思います。民間企業でも実施しています。</p>
村田副市長	<p>少し事情がありまして、今年度提案型のもの実施しようとしています。気づいたことを改善するのは別に、新たに作り出す提案型を実施していこうと思っております。そちらに報償費を利用したいと考えています。事務改善について見える化はしていきます。</p>
村松会長	<p>このような改善の効果というのは、広報などにも掲載されますか。</p>
事務局	<p>掲載はしていません。</p>
村松会長	<p>掲載していただいた方がいいのではないのでしょうか。職員の名前が載ることで、やる気が少し出るかもしれません。やはり褒めて伸ばすということを行っていただきたいと思います。</p> <p>その他、全体を通して何かございますか。</p>
村田副市長	<p>本日はありがとうございました。受益者負担の関係ですが、この先の適正な受益者負担を、今ここで、この先の金額を決めることですので、少し慎重に行っていきたくと思います。意見書もありますので、次回その意見を反映していきたくと思いますので、その点だけ申し上げさせていただきます。</p>
村松会長	<p>物価も上昇しているので、各課でも戸惑っていると思います。  日本もインフレになると、公定歩合の引き上げということになりますから、さらなる混乱が起こってくると思います。</p>

	<p>激変というのはなかなか対応しきれないということになると思いますが、何かお考えいただければと思います。</p>
典 礼 山田課長	<p>本日は長時間にわたり大変お疲れ様でした。 次回の委員会は、9月8日(金)午後3時からの開催を予定しております。 会議資料につきましては、事前に事務局から送付させていただきます。よろしくお願ひします。 以上をもちまして、「令和5年度第1回行政改革推進委員会」を終了いたします。 御起立ください。一同礼 ありがとうございます。</p> <p>【閉会】</p>